三　一の探知区域は、船首尾方向の長さが四十メートル以下であり、かつ、同一の甲板上にない場所（閉囲された階段囲壁内の場所を除く。）を含んでいないこと。ただし、ロッカー、船首尾の狭部その他管海官庁が差し支えないと認める場所については、この限りでない。

四　第五十一条第二項各号（第二号、第三号、第九号及び第十一号を除く。）に掲げる基準

第六十三条の四第一項中「船橋又は火災制御場所に直ちに警報することができるように」を削り、同条第三項中「第五十一条第二項第一号から第六号まで及び」を「第五十一条第二項第一号、第四号及び第五号、」に改め、「第五十二条第四項」の下に「並びに前条第二項第一号及び第二号」を加える。

第六十九条第一項中「又は第三種船にあつては、」を「にあつては位置識別機能付火災探知装置、第三種船にあつては」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって旅客船又はタンカー（船舶救命設備規則第一条の二第六項のタンカーをいう。以下同じ。）であるもの並びに平成二十五年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって旅客船及びタンカー以外のものについては、第一条の規定による改正後の船舶設備規程（次項において「新規程」という。）第百四十六条の十の二の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時期までは、なお従前の例によることができる。ただし、管海官庁が当該船舶の船齢等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示するところによるものとする。

総トン数五〇〇トン以上の旅客船	平成二十六年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数三、〇〇〇トン以上のタンカー	平成二十七年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数五〇、〇〇〇トン以上の船舶であって旅客船及びタンカー以外のもの	平成二十八年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数二〇、〇〇〇トン以上五〇、〇〇〇トン未満の船舶であって旅客船及びタンカー以外のもの	平成二十九年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数一〇、〇〇〇トン以上二〇、〇〇〇トン未満の船舶であって旅客船及びタンカー以外のもの	平成三十年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期

2　平成二十六年七月一日前に建造され、又は建造に着手された総トン数三、〇〇〇トン以上一〇、〇〇〇トン未満の船舶であって旅客船及びタンカー以外のものについては、新規程第百四十六条の十の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成二十五年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶に現に備え付けられている救命艇（同日において現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。）については、これを当該船舶に引き続き備え付ける場合に限り、当該船舶について平成二十六年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査のために上架を行うものに限る。）の時期までは、第三条の規定による改正後の船舶救命設備規則第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（次項において「現存船」という。）については、第四条の規定による改正後の船舶消防設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（水先法施行規則の一部改正）

第五条　水先法施行規則（昭和二十四年運輸経済安定本部令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の五第一号ロ中「第百四十六条の十の二」を「第百四十六条の十の三」に改める。

○国土交通省令第六十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第Ⅱ－2章第17規則」を「第Ⅱ－1章第55規則／第Ⅱ－2章第17規則／第Ⅲ章第38規則」に、「regulation Ⅱ－2/17」を「regulation(s) Ⅱ－1/55／Ⅱ－2/17／Ⅲ/38」に、「火災安全」を「machinery and electrical installations／fire protection／life-saving appliances and arrangements」に改める。

第二号様式（管海官庁が交付するもの）及び（船級協会が交付するもの）中「第Ⅱ－2章第17規則」を「第Ⅱ－1章第55規則／第Ⅱ－2章第17規則」に、「The ship was」を「That the ship was」に、「regulation Ⅱ－2/17」を「regulation(s) Ⅱ－1/55／Ⅱ－2/17」に、「火災安全」を「機関及び電気設備／防火／救命設備」に、「A Document」を「That a Document」に、「for fire safety」を「for machinery and electrical installations／fire protection」に改める。

第三号様式（管海官庁が交付するもの）及び（船級協会が交付するもの）中「第Ⅱ－2章第17規則」を「第Ⅱ－2章第17規則／第Ⅲ章第38規則」に、「regulation Ⅱ－2/17」を「regulation(s) Ⅱ－2/17／Ⅲ/38」に、「火災安全」を「防火／救命設備」に、「for fire safety」を「for fire protection／life-saving appliances and arrangements」に改める。

第五号様式中「第Ⅱ－2章第17規則」を「第Ⅱ－1章第55規則／第Ⅱ－2章第17規則／第Ⅲ章第38規則」に、「regulation Ⅱ－2/17」を「regulation(s) Ⅱ－1/55／Ⅱ－2/17／Ⅲ/38」に、「火災安全」を「機関及び電気設備／防火／救命設備」に、「for fire safety」を「for machinery and electrical installations／fire protection／life-saving appliances and arrangements」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書は、この省令による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書とみなす。